

# 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

福山市

株式会社デベロップ

## 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

福山市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時における移動式宿泊施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (協力内容)

第2条 災害が発生した場合において、甲から要請があったときは、乙は特段の理由がない限り、保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

### (要請手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の提供要請書(様式 第3条関係)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### (移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### (移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

### (費用負担及び支払)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙とが協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損，汚損等については，甲と乙の協議により，決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は，本協定締結の日から1年間とし，有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは，この協定は更新されたものとし，1年間延長し，その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは，その都度，甲乙が協議の上，決定するものとする。

この協定の成立を証するため，本書2通を作成し，甲乙が署名の上，それぞれ各1通を保有する。

2023年（令和5年）3月30日

広島県福山市東桜町3番5号

甲 福山市

福山市長 枝広 直幹

千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

乙 株式会社デベロップ

代表取締役 岡村 健史